## 令和6年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約に関する公表

令和6年4月12日現在

## 1. 契約締結前の公表

## 2. 契約締結後の公表

No.	所管課	契約内容 (物品又は役務 の名称)	契約 予定時期	契約の相手方の 決定方法と選定基準	契約金額 (税込/円)	契約相手 方の名称	契約 締結日	履行期間又 は納入期限	契約の相手方とした理由
1	財政課	三間坂駅公衆トイレ清掃業務	令和6年4月	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号の規定により契約相手方 がシルバー人材センターであるこ と。 ・高齢者の再雇用を促進する。 ・予定価格の範囲内であること。	1030.4 円/回	公益社団 法人 武 雄市シル バー人材 センター	令和 6 年 4月1日	令和 6 年 4 月 1 日~令 和 7 年 3 月 31 日	該当団体が1団体であったため。
2	財政課	庁舎駐車場車両 整理業務	令和6年4月	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号の規定により契約相手方 がシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する。 ・予定価格の範囲内であること。	3091.2円/1日 1030.4円/延長1時 間当たり	公益社団 法人 武 雄市シル バー人材 センター	令和 6 年 4月1日	令和 6 年 4 月 1 日~令 和 7 年 3 月 31 日	該当団体が1団体であったため。
3	環境課	資源物分別作業 業務(武雄市リサイ クルセンター)	令和6年4月	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号の規定により契約相手方 がシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する。 ・予定価格の範囲内であること。	(最低賃金改定前) 1,080 円/時間(税別) (最低賃金改定後) 1,140 円/時間(税別) ※別途従業員の通勤 距離に考慮して通勤 手当あり	公益社団 法人佐賀 県シルバ 一人材セ ンター	令和 6 年 4月1日	令和 6 年 4 月 1 日~ 令和 7 年 3 月 31 日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 3号の規定によるシ ルバー人材センター であり、該当団体が 1団体であったため。

				・地方自治法施行令第 167 条の 2 第	単価契約	公益社団	令和6年	令和 6 年 4	地方自治法施行令第
		武雄市高齢者軽		1項第3号の規定により契約の相手		法人	4月1日	月 1 日~令	167 条の 2 第 1 項第
		度生活援助事業		方がシルバー人材センターであるこ		武雄市シ		和7年3月	3 号の規定によるシ
4	健康課	(独居高齢者等の	令和6年4月	と。		ルバー人		31 日	ルバー人材センター
		住居周りの除草		・高齢者の再雇用を促進する。		材センタ			であり、該当団体が
		作業等)		・予定価格の範囲内であること。		_			1団体であったため。